

うんてんめんきょ
運転免許 のこと

くるま うんてん
 ○ **車を運転するには**

にほん くるま うんてん にほん うんてんめんきょしょう じゅねーぶじょうやく こくさいうんてん
 日本で 車を運転する ためには、日本の 運転免許証か、ジュネーブ条約の 国際運転

めんきょしょう こくさいうんてんめんきょしょう がいこく うんてんめんきょしょう き くに
 免許証か、国際運転免許証か、外国の 運転免許証（決められた 国の もの）が

ひつよう
 必要です。

がいこく うんてんめんきょしょう ひと しんさ ごうかく にほん うんてん
 外国の 運転免許証が ある人は、審査に 合格すれば、日本でも 運転 することが できます。

こくさいうんてんめんきょしょう
 ○ **国際運転免許証**

じゅねーぶじょうやく こくさいうんてんめんきょしょう ひと にほん うんてん
 ジュネーブ条約の 国際運転免許証が ある人は、日本で 運転することが、できます。

めんきょしょう ゆうこう あいだ にほん き ひ ねんかん うんてん
 その 免許証が 有効な 間は、日本に 来た 日から 1年間 運転することが できます。

ちゅうい じゅねーぶじょうやく か かた こくさいうんてんめんきょしょう ひつよう
 注意1：ジュネーブ条約の 書き方の 国際運転免許証が 必要です。

じゅねーぶじょうやく はい くに めんきょしょう か かた
 ジュネーブ条約に 入っている 国でも 免許証の 書き方が ちがうと、

うんてん
 運転することが、できません。

ちゅうい にほん じゅうみんひょう ひと にほん で かげつくない にほん もど
 注意2：日本に 住民票が ある人が、日本を 出て、3カ月以内に 日本に 戻った ときは

ちゅうい うんてん きかん にほん もど ひ
 注意してください。運転することが できる 期間は 日本に 戻った 日を もとに

かぞ きかん まちが むめんきょうんてん ばあい
 数えることは、できません。期間を 間違えると 無免許運転に なる場合が あります。

くわ けいさつしょ うんてんめんきょか
 詳しいことは、警察署の 運転免許課に きいて ください。

がいこくうんでんめんきょしょう

○ 外国運転免許証

げんざい すいす どいつ ふらんす べるぎー もなこ たいわん うんでんめんきょしょう も ひと
現在、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の 運転免許証 を 持っている 人は、

めんきょしょう ゆうこう あいだ にほん き ひ ねんかん にほん うんでん
その 免許証 が 有効な 間は、日本に 来た 日から、1年間 日本で 運転することができます。

めんきょしょう にほんご ほんやく
免許証に 日本語の 翻訳を つけてください。

がいこくうんでんめんきょしょう はっこう く に たいしかん りょうじかん にほんじどうしゃれんめい
外国運転免許証を 発行した国の 大使館や 領事館、または 日本自動車連盟 (JAF) の

ほんやく ひつよう
翻訳が 必要です。

ちゅうい にほん じゅうみんひょう ひと にほん で かげつくない にほん もど
注意1：日本に 住民票が ある人が、日本を 出て、3か月以内に 日本に 戻ったときは、

ちゅうい くだ にほん じゅうみんひょう ひと にほん で かげつくない
注意して 下さい。日本に 住民票が ある人が、日本を 出て、3か月以内に

もど とき ちゅうい くだ
戻った時は、注意して下さい。

うんでん きかん にほん もど ひ
運転することが できる 期間は 日本に 戻った日を もとに かぞえることは

きかん まちが むめんきょうんでん
できません。期間を 間違えると 無免許運転に なるかも かもしれません。

くわ けいさつしょ うんでんめんきょか き
詳しいことは 警察署の 運転免許課に 聞いてください。

にほん めんきょしょう きりかえ

○ 日本の 免許証 への 切替

がいこくうんでんめんきょしょう にほん うんでんめんきょしょう き か ひつよう
外国運転免許証は、日本の 運転免許証に 切り替えを する 必要が あります。

す どうふけん うんでんめんきょせんたー うんでんめんきょしけんじょう い
住んでいる 都道府県の 運転免許センター、運転免許試験場 などへ 行ってください。

ひょうごけん あかしじどうしゃうんでんめんきょしょう き か おこな
兵庫県では 明石自動車運転免許証で 切り替えを 行います。

も がいこくうんでんめんきょ ゆうこう きげん す めんきょ き か
持っている 外国運転免許が 有効で あること(期限が 過ぎた 免許は 切り替え

がいこくうんでんめんきょ ごうけい かげつじょう く
できません)、外国運転免許を とってから、合計 3ヶ月以上 その国に いたことを

しょうめい ひつよう
証明する 必要が あります。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

ホームページ
J A F のホームページ <http://www.jaf.or.jp/inter/translation/index.htm>

ひつよう しよるい
(1) 必要な書類

しよるい くわ うんてんめんきょせんたー うんてんしけんじょう き
書類と 詳しい ことについて、運転免許センター、運転試験場に 聞いてください。

もう こ にほん めんきょしょう
(2) 申し込んだあと、日本の免許証がもらえるまで

じゅんじょ
ふつう、つぎの順序です。

にほん うんてんめんきょしょう か もう こ
(1) 日本の運転免許証に 変える 申し込みを します。

しつもん しよるいしんさ
(2) 質問と、書類審査があります。

こうつうじこ き こた
・交通事故を おこしたことが ないか など、聞かれたら、答えます。

も しよるい かかり ひと たし
・持ってきた 書類を 係の人が 確かめます。

てきせいしけん う
(3) 適性試験を 受けます。

しりよく
視力などを はかります。

ちしきしけん う
(4) 知識試験を 受けます。

こうつう きそく し しけん う
交通の 規則について 知っているか どうかの 試験を受けます。

ぎのうしけん う
(5) 技能試験を 受けます。

うんてん しけん
運転する 試験です。

にほん うんてんめんきょしょう
(6) 日本の運転免許証が もらえます。

ちゅうい ぎのうしけん う ひ ごうかく き
注意 技能試験を 受ける日は (1)、(2)、(3)、(4) に合格したあとで、決まります。

うんてんめんきょしょう ゆうこうきげん
○ 運転免許証の 有効期限

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

あたら 新しく とった ほん 日本 の めんきょしょう 免許証 は、めんきょしょう 免許証 の しけん 試験 を う 受けた ひ 日から 3回目の かいめ 誕生日

の 1ヶ月後まで、ゆうこう 有効です。

その あとは 3年か、5年に 1回 めんきょしょう 免許証 を あたら 新しくします。(こうしんてつづ 更新手続き という ものです)

てつづ 手続きを しないと、めんきょしょう 免許証 が なくなります。めんきょしょう 免許証 に か 書いてある ゆうこうきげん 有効期限を

よく みてください。わす 忘れないで てつづ 手続きを してください。

○ じゅうしょ 住所 が かわった ときは

じゅうしょ 住所 が かわった ときは、めんきょしょう 免許証 に 書いてある じゅうしょ 住所 を あたら 新しい じゅうしょ 住所 に 変える

ひつよう 必要が あります。うんてんめんきょしょう 運転免許証 と、あたら 新しい じゅうしょ 住所 を しょうめい 証明する もの (= じゅうみんひょう 住民票と

いいます) を もって、けんない 県内の けいさつしょ 警察署か、うんてんめんきょせんたー 運転免許センター など、てつづ 手続きを してください。

○ うんてんめんきょ 運転免許の ていし 停止や とりけし 取り消し

うんてんめんきょ 運転免許には てんすう 点数が あります。いはん 違反や じこ 事故を おこした ひと 人に てんすう 点数を つけます。

じこ 事故を おこしたり、しんごう 信号を まも 守らなかつたり (= しんごうむし 信号無視 といいます) すると、そのたびに てんすう 点数

が増えます。ふ き 決まった てんすう 点数まで ふ 増えた ひと 人は、うんてん 運転が きんし 禁止 されます。とく さけ の 飲んで

うんてん 運転すること (= しゅきお うんてん 酒気帯び運転 といいます)、じこ 事故を おこして に 逃げること

(= ひき逃げ といいます)、まやく 麻薬のせい、きけん 危険な うんてん 運転を することには、きび 厳しい ばつ 罰が あります。

かい 1回の いはん 違反で めんきょ 免許を と け 取り消すことが あります。じこ 事故を おこして ひと 人を し 死なせたり、

けがを させたり したときは、こうつうけいむしょ 交通刑務所に はい 入ることも あります。

れんらくさき
(連絡先)

ひょうごけんけいさつうんてんめんきよか
兵庫県警察運転免許課

078-912-1628

※ くわ 詳しいことは、 にほん ご 日本語が わかる ひと 人と いっしょ 一緒に き 聞いてください。